

第3章 本計画が目指す姿

3.1. 基本理念

本計画は、海老名市環境基本条例で示されている、基本理念の3つの考え方に基づいて推進します。

海老名市環境基本条例【抜粋】

(基本理念)

第3条 **環境の保全及び創造**は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする**良好な環境を確保**し、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。

2 **環境の保全及び創造**は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない**持続的に発展することができる社会を構築**することを旨として、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に行わなければならない。

3 **環境の保全及び創造**は、**地球的規模の環境問題**を市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識し、積極的に推進されなければならない。



図 海老名市環境基本条例における基本理念のイメージ

3.2. 環境未来像及び基本方針

前述の基本理念及び本市の現状等を踏まえ、本計画の環境未来像は次に示すとおり設定します。



本市は、海老名駅を中心に都市化が進められ、鉄道や道路交通の利便性から、交通の要衝として、地域内外から人々が集い、にぎわいが感じられるとともに、豊かな景観や農地が残されており、都市と自然が共存するまちです。

しかしながら、緑地の減少や生きものの生息環境への影響、人口の増加による温室効果ガスの排出量の増加等、本市の発展に伴って生じる環境への影響が今後も懸念されます。

本計画では、総合計画「えびな未来創造プラン2020」における10年後のめざす姿「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」のもとに、本市の目指す未来の姿（環境未来像）を「みんなが笑顔 にぎわいと自然が共生するまち」とし、市・市民・事業者が協働しながら、まちのにぎわいと環境の保全をともに進め、地球にやさしく誰もが健やかに安心して暮らせる持続可能なまちの実現を目指します。



環境未来像を実現するため、本計画では、次に示す4つの基本方針に基づいて本市の施策や市民、事業者が取り組むべき配慮指針を展開します。

また、4つの基本方針にもとづく具体的な施策等を体系的に整理したものを p. 40 に示します。また、第5章の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に、地球温暖化対策に係る施策を抜粋して示します。

基本方針1 地球にやさしい社会の実現に向けて取り組みます



私たちは、地球温暖化や資源の枯渇、生物多様性の喪失といった、地球規模の環境問題に直面しており、さらにこれらの問題はさまざまな要因が複雑に影響しあっています。このようなグローバルな環境課題に対して、私たちは海老名市民として、自分たちにできる事を積み上げていき、地球環境問題の解決に貢献します。



基本方針2 健やかに暮らせる安全・安心な環境を確保します



水環境や大気環境の保全、騒音・振動や化学物質対策等、私たちの身近な生活環境における安全・安心を確保する必要があります。このため、良好な水循環の確保や発生源対策による河川等の水質保全、低公害車の普及による大気汚染対策等に取り組めます。



基本方針3 “海老名らしさ”を守り、育み、将来に引き継ぎます



特徴的な地形である相模横山九里の土手の景観や斜面地に残された樹林地等の自然、相模国分寺跡等の歴史遺産といった“海老名らしさ”を大切に守り、将来の世代に引き継ぎます。このため、地域に根差した景観や歴史資源の保全、また、本市の土地利用において高い割合を占めている農地を保全するための農業振興等に取り組めます。



基本方針4 みんなで海老名の環境を考え、行動します



市民や事業者の参画のもと環境保全の取組を進めるには、1人ひとりの環境保全に対する意識や関心を今以上に高める必要があります。このため、各種啓発イベントや講演会、学習会等を通じて、個人の意識や関心を高めるとともに、本市で活動している各種環境関連団体の活動支援を通じて、多様な主体の参画のもと環境保全が進められる環境づくりを行います。



■施策の体系図

環境未来像	基本方針	施策の方針
みんなが笑顔 にぎわいと自然が共生するまち	1 地球にやさしい社会の実現に向けて取り組みます	1-1 地球温暖化対策の推進を通して豊かで安全・安心な暮らしを実現します     
		1-2 循環型社会を形成します   
		1-3 緑・水・生きものと共生します   
	2 健やかに暮らせる安全・安心な環境を確保します	2-1 水環境を守ります  
		2-2 生活環境を守ります    
	3 “海老名らしさ”を守り、育み、将来に引き継ぎます	3-1 都市環境の整備により住みやすく快適な脱炭素社会を実現します   
		3-2 農地を守ります   
		3-3 地域資源を守ります    
	4 みんなで海老名の環境を考え、行動します	4-1 環境を考え、行動します   

基本施策	施 策
1 省エネルギーの推進	○省エネ行動の推進 ○エネルギー効率の向上
2 低炭素社会の実現に向けた取組の推進	○再生可能エネルギー等の普及促進 ○日常における環境配慮の推進 ○蓄電設備の導入促進 ○電気自動車と充電設備の普及促進
3 地球温暖化への適応策の推進	○風水害への対応 ○暑熱対策の推進 ○熱中症・感染症対策の推進 ○高温化による農作物への被害の緩和
4 ごみ減量化・資源化に向けた取組の推進	○ごみの発生・排出抑制の推進 ○食品ロス削減の推進 ○再使用・再資源化の推進
5 ごみの適正処理の推進	○環境に配慮したごみ処理体制の推進
6 緑・水辺の保全・活用の推進	○緑化の推進 ○みどりの保全・ふれあいの推進 ○みどりの普及・啓発の推進
7 さまざまな生きものとの共生の推進	○生物多様性の普及・保全・活用の推進 ○生物の生息・生育状況の把握の推進 ○外来生物対策の推進
8 河川等の水質保全	○水質の改善・保全の推進 ○汚染源削減の推進 ○河川水質の監視
9 水循環型社会の構築	○水循環の推進 ○節水の推進 ○地下水の利用による地盤沈下対策の推進
10 大気汚染対策	○工場・事業場・建設作業における対策 ○自動車対策 ○大気環境の監視
11 騒音・振動・悪臭対策	○工場・事業場・建設作業における対策 ○自動車対策 ○生活空間における対策 ○航空機騒音対策
12 化学物質対策	○工場・事業場における対策 ○化学物質汚染に関する監視
13 良好な都市環境の形成	○環境と調和のとれたまちづくりの推進 ○コンパクトシティの実現
14 快適な移動環境の形成	○道路交通網の円滑化の推進 ○利用者に配慮した道路整備 ○公共交通機関の利用促進 ○シェアサイクルの利用推進
15 まちの美化推進	○地域美化の推進 ○不法投棄対策の推進 ○ペットの適正飼育の推進
16 農業振興の推進	○農地の保全・活用の推進 ○地産地消の推進 ○環境に配慮した農業の推進
17 農業とのふれあいの推進	○農業とふれあう機会の拡充
18 豊かな景観づくりの推進	○地域に根差した景観の保全 ○調和のとれた景観の形成
19 緑地や林地の保護・活用の推進	○都市緑地の維持・整備による保全と活用 ○森林整備の実施による森林の活用推進
20 歴史遺産等の保護・活用の推進	○歴史的空間・文化財の保護と活用
21 環境への意識づくりの推進	○啓発事業の推進 ○「海老名を愛する」心を育む教育・学習の推進 ○環境関連情報の積極的な収集・発信
22 自発的な環境行動の推進	○多様な主体による参画の推進 ○各種団体の活動支援 ○許可申請手続きの支援

3.3. 本計画におけるSDGsとのつながり

本計画は、本市における環境行政の総合的な計画であり、さまざまな環境課題に多面的に対応しています。あわせてSDGsは、人類・地球規模のあらゆる課題への取組目標が示されており、本計画の推進により、関連するSDGsの目標への貢献が期待されます。ここでは、環境未来像や施策等に関連するSDGsのゴールを整理しています。

1) 環境未来像

環境未来像「みんなが笑顔 にぎわいと自然が共生するまち」の実現には、本計画で展開する施策等に対して、市・市民・事業者が主体的に取り組むことが重要です。

環境未来像にSDGsのゴールを関連付けて、その目標や課題を可視化することで、環境未来像の実現に向けた取組への相互連携を促し、更なる計画の推進を図ります。



図 環境未来像に関連するSDGsのゴール

2) 基本施策・施策の方針

本計画の施策の方針に関連する代表的なSDGsのゴールと関連する具体的な取組を整理します。

表 本計画に関連するSDGsのゴールと主な取組

基本方針及び 施策の方針	関連する SDGsのゴール	SDGsのゴールに関連する主な取組
1 地球にやさしい社会の実現に向けて取り組みます		
	1-1 地球温暖化対策の推進を通して豊かで安全・安心な暮らしを実現します	
		・ 気候変動による農業への影響（高温化による農作物への影響、水害等による農地への影響）の緩和を図ります。
		・ 気候変動に伴って発生リスクの増大が懸念される熱中症、蚊等が媒介する感染症への対策を推進します。
		・ 太陽光発電施設等の再生可能エネルギーの普及や省エネルギー化を図ります。
		・ 地球温暖化に伴う気候変動による様々な影響へ適応するためのまちづくりを推進します。

	13 気候変動に 具体的な対策を 	地球温暖化に伴う気候変動による集中豪雨等への適応策を推進します。
1 - 2 循環型社会を形成します		
	11 住み続けられる まちづくりを 	ごみの適正な処理を行い、生活環境の保全を図ります。
	12 つくる責任 つかう責任 	ごみの発生抑制、排出抑制、再使用・再資源化とともに食品ロスの削減を推進します。
	14 海の豊かさを 守ろう 	ごみの適正な処理を行い、海洋汚染の防止に努めます。
1 - 3 緑・水・生きものと共生します		
	6 安全な水とトイレ を世界中に 	- 水辺の環境保全や活用を推進します。 - 水に関連する生きものの生態系の保全を図ります。
	13 気候変動に 具体的な対策を 	傾斜地等の緑地の保全により、自然災害への適応を図ります。
	15 陸の豊かさも 守ろう 	- 緑地等みどりの保全・活用や緑化の推進を図ります。 - 生物多様性の普及・保全・活用を図ります。 - 外来生物への対策を推進します。
2 健やかに暮らせる安全・安心な環境を確保します		
2 - 1 水環境を守ります		
	6 安全な水とトイレ を世界中に 	- 排水対策をとおして河川等の水質保全を図ります。 - 地下水の保全による、健全な水環境の維持を図ります。
	14 海の豊かさを 守ろう 	排水対策とおして河川等の水質保全を図り、海洋汚染の防止に努めます。
2 - 2 生活環境を守ります		
	3 すべての人に 健康と福祉を 	工場や自動車交通、化学物質による大気・土壌・地下水汚染の防止を図り、健康を守ります。
	6 安全な水とトイレ を世界中に 	化学物質の適正管理・使用による地下水の保全を図ります。
	11 住み続けられる まちづくりを 	工場や自動車交通に伴う大気汚染の防止を図り、都市環境を保全します。
	12 つくる責任 つかう責任 	化学物質や廃棄物を適正管理し、大気・土壌・地下水汚染の防止を図ります。

3 “海老名らしさ”を守り、育み、将来に引き継ぎます			
3-1 都市環境の整備により住みやすく快適な脱炭素社会を実現します			
		3 すべての人に健康と福祉を	道路交通網の円滑化や利用者に配慮した道路整備を進め、交通の安全を図ります。
		11 住み続けられるまちづくりを	- 快適かつ環境に配慮したまちづくりを進めます。 - 道路交通網の円滑化や公共交通機関の充実を図ります。 - 地域美化等による衛生的なまちづくりを進めます。
		13 気候変動に具体的な対策を	市街化区域の集約や公共交通機関の充実、シェアサイクルの普及などを通して、モビリティへの過度な依存が必要のない脱炭素社会を実現します。
3-2 農地を守ります			
		2 飢餓をゼロに	- 農業の振興を図り、持続的な農業を推進します。 - 農業とのふれあいにより、地域農業への理解を深めます。
		15 陸の豊かさも守ろう	- 農地の保全・活用を推進します。 - 農業とのふれあいにより、地域農業への理解を深めます。
3-3 地域資源を守ります			
		11 住み続けられるまちづくりを	- 地域に根差した景観の保全や調和のとれた景観を形成します。 - 市の歴史的遺産や文化財等を保全します。
		12 つくる責任 つかう責任	地域に根差した景観を保全や調和のとれた景観を形成します。
		13 気候変動に具体的な対策を	都市緑地や森林の保全・活用を通して、温室効果ガスの吸収量の増加を図ります。
		15 陸の豊かさも守ろう	公園などの都市緑地や森林の保全・活用を図ります。
4 みんなで海老名の環境を考え、行動します			
4-1 環境を考え、行動します			
		4 質の高い教育をみんなに	環境について考える機会の増加と環境教育の推進を図ります。
		13 気候変動に具体的な対策を	環境関連情報の周知や環境教育の推進、許可申請手続きの支援などを通して、地球温暖化対策につながる行動変容や取組を後押しします。
		17 パートナリシップで目標を達成しよう	市、市民、事業者等の多様な主体の協働による環境活動等への取組を支援・推進します。

第4章 環境未来像実現に向けた取組

4.1.1 取組の構成

環境未来像の実現に向けては、4つの「基本方針」、9つの「施策の方針」に基づいて具体的な取組を進めていきます。各施策の方針には、「数値指標」及び「基本施策」を設定しています。

- 数値指標…施策の方針の進捗状況を評価する指標を示しており、「目標指標」及び「個別指標」から構成されます。
 - ・ 目標指標…施策の方針の達成状況を評価するための指標
 - ・ 個別指標…施策の方針達成に向けたプロセスを評価するための指標
- 基本施策…市が取り組む「施策」及び市民、事業者が取り組む「環境配慮指針」から構成されます。

数値指標のイメージは、次のとおりです。

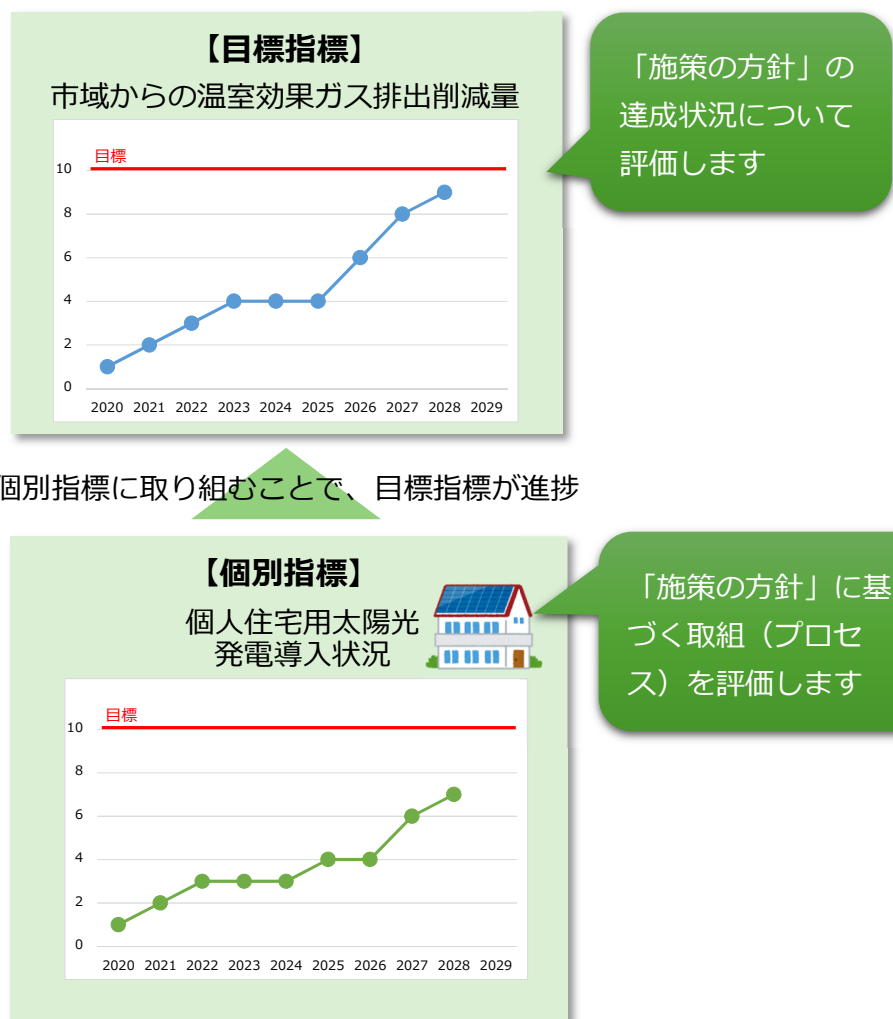


図 数値指標(例)のイメージ

4.2. 具体的な取組

基本方針 1 地球にやさしい社会の実現に向けて取り組みます

施策の方針 1-1 地球温暖化対策の推進を通して豊かで安全・安心な暮らしを実現します

地球温暖化対策については、市・市民・事業者との協働により、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用等を進めることで、温室効果ガスの排出量の削減による温暖化の緩和を図るとともに、すでに現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減し適応するための取組を推進します。

【数値指標】

区分	項目	現状値（年度）	目標値（年度）
目標指標	市域からの温室効果ガス排出量	731.6 千 t -CO ₂ (2013)	365.8 千 t -CO ₂ (2030)
個別指標	個人住宅用太陽光発電導入状況	8,649kw (2018)	13,400kw (2030)

基本施策 1 省エネルギーの推進

温室効果ガスの排出量を削減するため、家庭・事業所での節電等の日常における省エネ行動の推進、住宅・事業所における省エネ設備の導入や省エネ診断によるエネルギー効率の向上をとおして、省エネルギー化を図ります。

基本施策 2 低炭素社会の実現に向けた取組の推進

低炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの普及促進や蓄電設備の普及促進、電気自動車の普及促進等、環境に配慮した取組を推進します。

基本施策 3 地球温暖化への適応策の推進

今後、地球温暖化の進行がもたらす気候変動の影響に対処するため、集中豪雨や暑熱等の被害を回避・軽減する適応の取組を推進します。

◆基本施策1 省エネルギーの推進



【市の施策】

省エネ行動の推進

家庭・事業所での節電やグリーンカーテン等、温室効果ガスの排出量の削減につながる日常におけるあらゆる取組の普及・促進に努めます。また、省エネ行動を後押しするため、省エネ診断の実施を促進します。

本市の事務事業においても省エネルギーの取組を実践し、率先して主要な公共施設における省エネ診断を進めます。

エネルギー効率の向上

家庭・事業所におけるエネルギー効率の向上を図るため、住宅・建物等のZ E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の普及、既存の住宅・建物等の断熱改修等を推進します。また、低公害車の導入や照明のL E D化等、省エネ家電・設備の導入・買替えの促進を図ります。

公共施設の新設や改修、設備導入の際に、建物・設備等のエネルギー効率の向上を図るとともに、照明のL E D化など、設備の省エネ推進を図ります。

【市民の環境配慮指針】

- 家庭でできる省エネルギーに取り組めます。
- 家電製品等の購入の際には、エネルギー効率の高い製品を選びます。
- 住宅の新築、建替えるときにはZ E Hやスマートハウスを検討します。
- 住宅の改修のときには、二重サッシ、ペアガラス等で断熱性能を高めます。

【事業者の環境配慮指針】

- 事業者としてできる省エネルギーに取り組めます。
- 設備更新するときには省エネルギー機器を選びます。
- 事業所の新築や建替えの際には、Z E Bを検討します。
- 事業所の改修のときには、二重サッシ、ペアガラスの導入等、断熱性能を高めます。

◆基本施策2 低炭素社会の実現に向けた取組の推進



【市の施策】

再生可能エネルギー等の普及促進

家庭や事業所において、太陽光発電施設をはじめとした再生可能エネルギーの導入や自立分散型エネルギー設備の導入を促進し、二酸化炭素の排出量が少ない電力の普及を図ります。また、公共施設への再生可能エネルギーの導入を推進します。

日常における環境配慮の推進

地球温暖化対策のための賢い選択を促す「クールチョイス」の普及を促進するとともに、ごみの排出抑制や農産物の地産地消、グリーン購入等をはじめとした日常における環境配慮への取組を推進します。

蓄電設備の導入促進

家庭や事業所において、主に再生可能エネルギーにより発電された電気を貯める設備として蓄電設備の導入を促進します。また、公共施設への積極的な導入を進めます。

電気自動車と充電設備の普及促進

家庭や事業所において、電気自動車と、その充電に必要な設備の普及を促進します。また、公共施設への積極的な導入を進めるほか、自動車のアイドリングストップ・エコドライブの啓発を図ります。

【市民の環境配慮指針】

- 太陽光発電施設等の再生可能エネルギー設備の導入に努めます。
- 蓄電池、エネファームを導入し、電力の地産地消に努めます。
- 電気自動車や充電設備の導入を検討し、運転はエコドライブに努めます。
- グリーン購入等、環境負荷の少ない製品を選択します。
- 市内・県内の農産物を購入し、輸送に使うエネルギーを減らします。
- ごみの排出抑制、再使用、再資源化に努めます。

【事業者の環境配慮指針】

- 太陽光発電施設、地中熱等の再生可能エネルギーを導入します。
- 蓄電池、エネファームを導入し、電力の地産地消に努めます。
- 電気自動車や充電設備の導入を検討し、運転はエコドライブに努めます。
- グリーン購入等、環境負荷の少ない製品を選択し、また開発します。
- ごみの排出抑制、再使用、再資源化に努めます。
- 市内・県内産の食材等を使用し、輸送のエネルギーを減らします。

◆基本施策3 地球温暖化への適応策の推進



【市の施策】

風水害への対応

近年多発する異常気象による風水害に対応するため、雨水幹線の整備や雨水貯留施設の維持管理を適正に行うとともに、農地や緑地を保全することで雨水の地下浸透を図るなどグリーンインフラストラクチャーの考え方を取り入れます。また、海老名市防災ガイドブックや海老名市洪水ハザードマップの普及を図ります。

暑熱対策の推進

暑熱対策として、街路樹の整備による緑陰づくりを行うとともに、透水性舗装の整備や打ち水の普及等による路面温度の上昇緩和を図ります。また、すだれやグリーンカーテン、屋上緑化、壁面緑化を活用して建物温度の上昇緩和を図ります。

熱中症・感染症対策の推進

気候変動の影響により発生リスクの増大が懸念される熱中症、蚊等が媒介する感染症について予防方法等の情報共有を推進します。

高温化による農作物への被害の緩和

気候変動に伴う高温化によって、農作物の収穫量や品質への影響が予想されることから、農作物への影響等について情報共有を推進します。

【市民の環境配慮指針】

- 緑が持つ雨水地下浸透等の機能を理解し、緑を保全します。
- 打ち水やグリーンカーテン等による暑熱対策をします。
- 熱中症や感染症についての情報を収集し、対策します。

【事業者の環境配慮指針】

- 農地や樹林地等が持つ雨水地下浸透等の機能を理解し、保全します。
- 打ち水やグリーンカーテン等による暑熱対策をします。
- 熱中症や感染症についての情報を収集し、対策します。

施策の方針 1 - 2 循環型社会を形成します

循環型社会の形成に向けて、3 R（ごみの排出抑制、再使用、再資源化）や適正処理によるごみの減量化・資源化の促進を図るとともに、持続可能なごみ処理事業を推進することで、市民・事業者との協働により、資源利用の抑制と廃棄物の削減への取組を進めます。

【数値指標】

区分	項目	現状値（年度）	目標値（年度）
目標指標	一人1日あたりごみ排出量 （家庭系の可燃・資源）	650g(2016)	570g(2027)
個別指標	リサイクル率	31.4%(2016)	40%(2027)
	分別に関する啓発・施設見学会 開催回数	11回(2023)	26回(2030)

基本施策 4 ごみの減量化・資源化に向けた取組の推進

循環型社会の形成に向けて、ごみそのものをつくらない「発生抑制」、ごみの発生時点での「排出抑制」、ごみとして処理・処分されているものの「再使用」、「原料としての再資源化」の取組とともに、ごみの適正排出を推進し、ごみの減量化・資源化を図ります。

基本施策 5 ごみの適正処理の推進

持続可能なごみ処理を進めるため、効率的で環境に配慮した収集・運搬体制の確保を図ります。

◆基本施策4 ごみの減量化・資源化に向けた取組の推進



【市の施策】

ごみの発生・排出抑制の推進

市民へのごみの分別・排出方法について情報発信等による啓発を図り、ごみの分別の徹底による再使用・再資源化を促進します。また、水切りの徹底、生ごみ処理機の活用等によるごみの排出抑制を推進します。事業者に対しては、適正排出の指導や支援を併せて行います。また、本市の事務や事業に伴って発生するごみについても発生・排出抑制に取り組めます。

プラスチックごみは、マイクロプラスチックによる海洋汚染や生態系への影響が深刻化していることから、マイバッグ持参によるレジ袋の削減やマイボトル使用の推奨等の取組の促進を図ります。

食品ロスの削減の推進

本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスを削減するため、食べきり運動等を推進し、市民・事業者への意識啓発を図ります。また、家庭や事業所による製造・流通・販売過程での食品ロス削減への取組の情報の共有化を図ります。

再使用・再資源化の推進

ごみとして処分されるものを再使用・再資源化するため、ごみの分別の徹底を図るとともに、ごみの分別区分の検討を行います。また、不用・使用済み品は、再使用を推進し、粗大ごみのリサイクルを進めます。

【市民の環境配慮指針】

- ごみの分別・出し方を守り、適正に排出します。
- 生ごみの水切り等によるごみの減量化に努めます。
- ごみの分別を徹底し、リサイクル可能なものは資源化に努めます。
- マイバッグ・マイボトル持参等、プラスチックごみの削減に努めます。
- 不要なものは断り、もらわないようにします。
- ごみの発生や食品ロスを意識して、買い物や食事を工夫します。
- 再資源化、環境への負荷抑制を意識して買い物をします。
- 再生家具等のリサイクル品の利用を検討します。
- ものを大切にし、修理・修繕をしながら長く使います。

【事業者の環境配慮指針】

- ごみの分別・排出・処理を適切に行います。
- 廃棄物の減量化に努め、産業廃棄物は最終処分されるまで管理します。
- ごみの発生・排出抑制、再使用、再資源化を意識した商品の販売、サービスの提供に努めます。
- レジ袋等のプラスチック製品は、代替製品への切替えを検討します。
- 食品ロスとして廃棄される商品の削減に努めます。ごみの分別・排出・処理を適切に行います。
- ものを大切にし、修理・修繕をしながら長く使います。

◆基本施策5 ごみの適正処理の推進



【市の施策】

環境に配慮したごみ処理体制の推進

ごみを適正に処理し、持続可能なごみ処理を進めるため、効率的な収集・運搬体制を確保することや環境に配慮した収集車両を導入することで、環境への負荷の低減を図ります。周辺環境や環境への負荷の低減に配慮した焼却施設を整備します。

コラム 食品ロスについて

■食品ロスってなに？

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。日本では令和4(2022)年度に、約472万トンの食品ロス(事業者から約236万トン、家庭から約236万トン)が発生したと推計されています。

■食品ロスにはどんなものがあるの？

- ①食卓にのぼった食品で、食べ切れずに廃棄されたもの(食べ残し)
- ②賞味期限切れなどの理由で使用されず、手つかずのまま廃棄されたもの(直接廃棄)
- ③厚くむき過ぎた野菜の皮など、食べられない部分を取りのぞくとき、過剰に取り除かれた食べられる部分(過剰除去)

■食ロスを減らすために私たちにできることは？

例えば・・・

- 買い物の前に冷蔵庫の中の在庫を確認したり、食べきれないほどの食材を買い過ぎたりしないようにしましょう。
- すぐに食べる商品は、賞味期限や消費期限の長い商品を選択するのではなく、陳列順に購入しましょう。



すぐに食べる商品は、陳列順に購入することをよびかけるキャラクター「すぐたべくん」(環境省)

施策の方針 1-3 緑・水・生きものと共生します

生物多様性の保全を図り、多様な生きものが生息・生育する空間を確保するため、生物多様性や緑の重要性への理解を深める取組の促進を図ります。また、市・市民・事業者の協働による、市内の緑地や河川等の水辺空間の保全・活用を推進するとともに、外来生物対策にも取り組めます。

【数値指標】

区分	項目	現状値（年度）	目標値（年度）
目標指標	生き物とのふれあいに対する意識 （環境アンケート：地域の生きものとのふれあいについて良い、やや良いと回答した人の割合）	48.2%(2018)	50.0%(2030)
個別指標	基幹公園数・面積	57 か所・24.26ha (2024)	69 か所・28.41ha (2030)
	生物多様性に関する市民参加型イベントの実施回数・参加者数	1 回・108 名 (2019)	2 回・200 名 (2030)

基本施策 6 緑・水辺の保全・活用の推進

自然環境の保全のほか、多様な機能を有する緑・水辺の保全・再生・活用を進めるため、現存する緑の保全、緑化による新たな緑の創出、生きものとのふれあいの場としての緑の活用等を進めます。

基本施策 7 さまざまな生きものとの共生の推進

生物の多様性を確保するため、市内に生息する生きものや外来生物の情報を共有し、生物多様性の重要性について認識を深めることで、生物多様性の保全を推進します。

◆基本施策6 緑・水辺の保全・活用の推進



【市の施策】

緑化の推進

公園緑地等の計画的な整備や道路、河川、公共施設等の緑化を図り、維持管理を進めるとともに、地域における緑化活動の促進を図ります。住宅や事業所、民間施設は、植樹や生垣の設置、壁面緑化等の積極的な敷地内緑化を推進します。

みどりの保全・ふれあいの推進

残存する樹林地、樹木、農地等の緑地の保全を促進するため、法令等による適正な管理を図ります。市民に親しまれる緑として、傾斜緑地、自然性の高い緑地、歴史と文化が継承されている緑地、景観的に優れている緑地等を保全し、活用を図ります。

また、美しい水辺と自然の残る相模川、市内の中小河川である鳩川や目久尻川等、河川の水辺環境を保全するとともに、新たな自然とのふれあいの場、環境教育や自然学習会の場として活用を図ります。亀島自然公園・産川せせらぎ公園等、水辺とふれあうことができる空間を適切に管理するとともに、市民による活用を促します。

みどりの普及・啓発の推進

身近な水とみどりに関心をもち、育てる心を育むとともに、水とみどりの機能への理解を高め、重要性を認識することで緑化意識の向上を図ります。また、緑化活動ボランティア等の活動の促進を図り、地域における緑の保全と緑化の推進を図ります。

【市民の環境配慮指針】

- 樹林地・樹木、農地等の保全に協力します。
- 生垣や植樹等、住宅敷地内を緑化します。
- 自然学習会等に積極的に参加します。
- 緑化活動ボランティア等に積極的に参加します。

【事業者の環境配慮指針】

- 樹林地・樹木、農地等の保全に協力します。
- 植樹や壁面緑化、屋上緑化等、敷地内を緑化します。
- 開発する際には、既存の緑地や樹木の保全に配慮して計画します。
- 緑化活動ボランティア等に積極的に参加します。

◆基本施策7 さまざまな生きものとの共生の推進



【市の施策】

生物多様性の普及・保全・活用の推進

生物多様性の大切さについて理解を深めるため、情報発信等をとおして保全意識の啓発を図ります。多様な生きものが生息・生育する相模川や目久尻川等の河川、伊勢山・秋葉山等の緑地、市街地にみられる農地等の自然資源の保全を推進するとともに、インフラストラクチャーとして活用します。さらに、生物多様性の保全・保護及び持続的な利用を目的とした市民参加型イベントの拡充を検討します。

生物の生息・生育状況の把握の推進

河川や樹林地等の生きもの調査をとおして、市内に生息する動植物や希少種の生息・生育状況を継続的に把握し、計画的に生態系を保全するための現状把握を実施します。

外来生物対策の推進

外来生物について理解し、適切に取り扱うことで、生物多様性の保全を図ります。また、オオキンケイギク・ナガエツルノゲイトウなどの特定外来植物を含む外来生物の侵入・繁殖状況の情報の共有を推進するとともに、市民や事業者等と協力のもと、駆除等の対策を行います。

【市民の環境配慮指針】

- 生物多様性についての理解を深めます。
- 生きもの調査等に参加し、地域の自然環境について学びます。
- 外来生物についての知識を深めます。

【事業者の環境配慮指針】

- 生物多様性についての理解を深めます。
- 事業活動による生物多様性への影響に配慮します。
- 外来生物についての知識を深めます。

基本方針 2 健やかに暮らせる安全・安心な環境を確保します

施策の方針 2-1 水環境を守ります

私たちに欠くことのできない、良好な水を保全するため、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及等、排水の汚染源対策をとおして、河川等の水質保全を図るとともに、雨水利用や節水の推進、雨水の地中還元による健全な水循環の維持を図ります。

【数値指標】

区分	項目	現状値（年度）	目標値（年度）
目標指標	河川水質環境基準達成状況	問題なし(2018)	問題なし(2030)
個別指標	流域下水道維持管理要綱に基づく 特定事業場への立ち入り検査	適正に実施	適正に実施

基本施策 8 河川等の水質保全

河川等の水質を保全するため、下水道や浄化槽による汚水処理の維持・改善、事業所・家庭への汚染源対策を推進します。

基本施策 9 水循環型社会の構築

水循環型社会を構築するため、雨水浸透施設等による雨水の地中浸透を図るとともに、工場・事業場における地下水利用の規制・制限、節水の促進等をとおして、地下水の保全を図ります。

◆基本施策8 河川等の水質保全



【市の施策】

水質の改善・保全の推進

河川等の公共用水域の保全のため、公共下水道を整備します。また、整備地区における未接続の事業所・住宅に対し接続を促し公共下水道の更なる普及を図ります。

市街化調整区域のうち、相当の期間下水道整備が見込まれない地域において、単独処理浄化槽等・汲み取り施設から合併処理浄化槽への転換の促進を図るとともに、関係法令に基づく維持管理の徹底を図ります。

汚染源削減の推進

家庭から出る生活排水から河川等の公共用水域を保全するため、油・ごみを下水道に流さない等、台所や風呂、洗濯の排水への配慮について啓発します。また、プラスチックごみのポイ捨て等による海洋汚染を防止するために、意識の啓発を図ります。

河川水質の監視

河川等の公共用水域の保全のため、水質管理の重要性について認識を深めるとともに、水質調査による水質管理の徹底と排水基準の遵守を図ります。

【市民の環境配慮指針】

- 公共下水道への早期の接続に努めます。
- 合併処理浄化槽等の浄化槽を適正に管理します。
- 生活排水により河川を汚さないようにします。
- ごみを川に捨てないようにします。
- 河川美化活動等に参加します。

【事業者の環境配慮指針】

- 関係法令を遵守します。
- 公共下水道への早期の接続に努めます。
- 排水処理施設等の保守点検を行い、水質事故を未然に防止します。
- 河川美化活動等に参加します。

◆基本施策9 水循環型社会の構築



【市の施策】

水循環の推進

雨水の地中への浸透を促進し、地下水の保全に努めることで、水循環を健全に保ちます。

また、河川等への雨水の急速的な流入による、市内の道路の冠水や土砂災害等を軽減するために、浸透性の高い道路舗装等の整備や開発行為に対して雨水浸透施設の設置を指導します。

節水の推進

家庭や事業所での節水意識の向上を図るとともに、公共施設内のトイレや洗面所、給湯室等での啓発に取り組みます。また、雨水貯留施設の利用の促進を図ります。

地下水の利用による地盤沈下対策の推進

地下水の過剰な揚水による地盤沈下を防止するため、事業所における揚水量の削減を図るとともに、使用量の監視や関係法令に基づく規制・指導を行います。

【市民の環境配慮指針】

- 雨水浸透ます等の設置に努めます。
- 住宅の庭を緑化する等、雨水の浸透を促します。
- 節水に努めます。
- 雨水利用施設の導入に努めます。

【事業者の環境配慮指針】

- 雨水浸透設備の設置に努めます。
- 敷地内を緑化するなど、雨水の浸透を促します。
- 雨水貯留施設の導入や使用した水の再利用に努めます。
- 関係法令を遵守します。
- 地下水の利用を控えるように努めます。

施策の方針 2-2 生活環境を守ります

健康で安全な生活環境を守るため、工場等の事業活動や自動車交通による大気汚染、日常生活の中で家庭からも発生する騒音、振動、悪臭、工場等での化学物質の利用等のあらゆる発生源における被害の防止・抑制を図ります。

【数値指標】

区分	項目	現状値（年度）	目標値（年度）
目標指標	大気環境基準達成状況	達成(2018)	達成(2030)
個別指標	大気汚染物質測定による監視	適正に実施	適正に実施

基本施策 10 大気汚染対策

工場等や自動車交通に伴う大気汚染の防止を図るとともに、アスベスト問題に適切に対応します。

基本施策 11 騒音・振動・悪臭対策

事業活動や自動車交通に伴う騒音・振動・悪臭の防止を図るとともに、生活騒音、屋外焼却、航空機騒音等の低減に努めます。

基本施策 12 化学物質対策

工場・事業場における化学物質の適正な使用・管理の徹底を図るとともに、有害物質による大気・土壌・地下水の保全を図ります。

◆基本施策10 大気汚染対策



【市の施策】

工場・事業場・建設作業における対策

関係法令に基づく汚染物質の排出基準等の遵守について指導を行い、大気汚染の防止に努めます。また、アスベストが使用された建築物等の解体作業においては、飛散を防止するための作業方法の遵守を呼びかけます。

自動車対策

自動車による排出ガスを低減するため、アイドリングストップ・エコドライブの推進を図ります。また、低公害車の普及を促進するとともに、物流の合理化や公共交通機関、自転車の利用等による自動車使用の抑制を図ります。

大気環境の監視

関係法令に基づき、市内の大気汚染物質や窒素酸化物、ダイオキシン類等の測定をとおして、環境基準の適合状況を監視します。また、光化学スモッグの発生状況を監視し、注意報の発令の際は、市内へ速やかに注意を発信し被害の軽減に努めます。

【市民の環境配慮指針】

- 公共交通機関や徒歩、自転車の利用に努めます。
- 低公害車の導入を検討し、運転はエコドライブに努めます。
- 光化学スモッグ注意報が発令された際は、運動・外出を控えます。

【事業者の環境配慮指針】

- 関係法令を遵守します。
- アスベストに対して適切に対応します。
- 公共交通機関や徒歩、自転車の利用に努めます。
- 低公害車等の導入を進め、運転はエコドライブに努めます。
- 共同輸送等、物流の合理化に努めます。
- 行政による調査、指導に協力します。



◆基本施策11 騒音・振動・悪臭防止対策

【市の施策】

工場・事業場・建設作業における対策

関係法令に基づく規定等の遵守について指導を行い、騒音・振動・悪臭の防止に努めます。また、飲食店等の営業により発生する騒音・悪臭の解消に努めます。

自動車対策

関係法令に基づき、市内幹線道路の自動車による騒音を測定し、環境基準の適合状況を監視します。

生活空間における対策

日常生活における近隣騒音や悪臭の発生抑制について、市民への啓発を図ります。屋外焼却行為（野焼き）については、関係法令に基づき指導を行うことで、悪臭被害の低減に努めます。

航空機騒音対策

航空機による騒音低減のため、厚木基地周辺の自治体と共同して、国・米軍に対し訓練飛行の中止等を継続的に要請します。

【市民の環境配慮指針】

- 自動車による騒音について、近隣に配慮します。
- 生活における騒音や臭いについて、近隣に配慮します。
- 屋外焼却行為（野焼き）はしません。

【事業者の環境配慮指針】

- 関係法令を遵守します。
- 建築物の防音構造を強化し、防音施設・設備等の設置に努めます。
- 低騒音、低振動機器を導入し、騒音・振動の防止に努めます。
- 深夜カラオケや拡声器による騒音防止に努めます。
- 事業活動や自動車交通による騒音・振動の防止に努めます。
- 屋外焼却行為（野焼き）はしません。

◆基本施策12 化学物質対策



【市の施策】

工場・事業場における対策

関係法令に基づき、化学物質等の適正な使用と管理について指導を行い、有害物質による大気や地下水、土壌汚染の防止に努めます。

化学物質汚染に関する監視

関係法令に基づき、ダイオキシン類の濃度を測定し、土壌における環境基準の適合状況を監視します。

【市民の環境配慮指針】

- 化学肥料、除草剂等化学物質の使用を控えます。
- 井戸水の水質調査に協力します。

【事業者の環境配慮指針】

- 関係法令を遵守します。
- 使用している化学物質の種類や使用量を把握します。
- 化学物質の使用を控え、適正に管理します。
- 使用後の化学物質を適正に廃棄処理します。

基本方針 3 “海老名らしさ”を守り、育み、将来に引き継ぎます

施策の方針 3-1 都市環境の整備により住みやすく快適な脱炭素社会を実現します

快適で暮らしやすい都市環境づくりに向けて、市内の自然環境や環境負荷の少ないまちづくりを計画的に進めるとともに、利便性が高く安全な移動環境の整備や衛生的で美しい生活環境の保全を図ります。

【数値指標】

区分	項目	現状値（年度）	目標値（年度）
目標指標	これからも海老名市に住みたいか（市政アンケート：ずっと住みたい、できれば住み続けたいと回答した人の割合）	90.3%(2019)	90.3%(2030)
個別指標	自転車活用推進計画の策定	未策定(2024)	策定(2030)
	シェアサイクルの利用推進	実証運用(2024)	実証運用の検証(2030)

基本施策 13 良好な都市環境の形成

自然環境の保全を図るとともに、環境への負荷が少ない都市環境づくりを進めます。

基本施策 14 快適な移動環境の形成

道路交通網の整備や利用者に配慮した道路整備を進めることに加え、公共交通機関の充実やシェアサイクルの普及を図ることで、より安全で誰もが利用しやすい快適な移動環境の形成を図ります。

基本施策 15 まちの美化推進

地域を美しく保つため、地域美化活動への参加やポイ捨て・ペットの飼い主のマナー啓発等をとおして、地域美化への意識の向上を図ります。

◆基本施策13 良好な都市環境の形成



【市の施策】

環境と調和のとれたまちづくりの推進

市内の樹林地、農地、河川等の自然環境の保全・活用を図るとともに、環境に配慮した省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の導入を促進することで、環境負荷の少ない都市環境づくりを進めます。また、住工混在の解消に努めるとともに、公園及び緑地等を適切に維持することで、快適な都市環境の形成を図ります。

コンパクトシティの実現

計画的に都市開発を進めることにより、市街化区域を可能な限り集約させます。また、各市街化区域に、可能な限り必要な公共施設を配置するほか、各市街化区域を公共交通機関で結ぶことで、住みやすいまちとモビリティに過度に依存しないまちの両立を図ります。

◆基本施策14 快適な移動環境の形成



【市の施策】

道路交通網の円滑化の推進

都市計画道路の整備や、既存の道路の改良による道路交通網の円滑化を進めるほか、関係機関との協議や働きかけにより、国道や県道などの改良、延長や、踏切の改良などを進めることで、市内の自動車交通量の増大による市民・事業活動への影響の低減を図ります。

利用者に配慮した道路整備

歩行者、自転車、自動車等の交通に配慮した道路整備を進めることで、だれもが安心して道路環境を整備するとともに、排気ガスの削減や騒音・振動の低減を図ります。

公共交通機関の利用促進

鉄道と路線バス、タクシー、自家用車、その他交通機関との乗り継ぎ利便性を高めるため、各駅とも交通結節機能の強化を図ります。また、パークアンドライドやキスアンドライドに対応した駐車施設の確保や駅前広場の整備を進めます。

シェアサイクルの利用推進

現在実証実験中のシェアサイクル事業について、利用率の向上を図るとともに、検証を行い、本格運行への移行を検討します。

【市民の環境配慮指針】

- できる限り公共交通機関を利用します。
- シェアサイクルを積極的に利用します。

【事業者の環境配慮指針】

- できる限り公共交通機関を利用します。
- シェアサイクルを積極的に利用します。

◆基本施策15 まちの美化推進



【市の施策】

地域美化の推進

地域による清掃活動の支援をとおして、市内美化の推進と美化意識の高揚を図ります。また、美化推進員によるポイ捨ての指導や小学校等への出前講座をとおして、市民への啓発を図ります。

不法投棄対策の推進

不法投棄の撤去や看板の設置等による地域や関係機関と連携したパトロールをとおして、地域の生活環境の保全を図ります。

ペットの適正飼育の推進

飼い主のペットの不適切な飼養による近隣への生活被害を防止するため、ペットの飼い方や散歩のマナー等の啓発を図ります。

【市民の環境配慮指針】

- 地域の美化活動に積極的に参加・協力します。
- ごみやたばこをポイ捨てしません。
- 不法投棄をせず、粗大ゴミ等を適切に排出します。
- ペットを適切に管理し、マナーを守ります。

【事業者の環境配慮指針】

- ごみ箱の設置等地域美化に協力します。
- 地域の美化活動に積極的に参加・協力します。
- 不法投棄をせず、適切に廃棄します。
- ペットの飼い主のマナー向上に協力します。

施策の方針 3 - 2

農地を守ります

自然緑地や豊かな田園風景、防災等の多面的な機能をもつ農地を保全するため、担い手等の育成や農地の集約化、地産地消の取組による農業の振興を図るとともに、市民の農業への関心を高めるため、農業とのふれあいの促進を図ります。

【数値指標】

区分	項目	現状値（年度）	目標値（年度）
目標指標	農地面積	478ha(2024)	478ha(2030)
個別指標	農外からの新規参入	9人 (2019～2023)	6人 (2025～2030)

- 基本施策 16

農業振興の推進

担い手等の育成や農地の集約化等を進めるとともに、地産地消に向けた取組を推進することで、農業の振興を図ります。また、環境に配慮した農業の推進を図ります。
- 基本施策 17

農業とのふれあいの推進

市民農園や農業体験等の市内の農業、生産者に接する機会をとおして、農業への理解・関心を深めます。

◆基本施策16 農業振興の推進



【市の施策】

農地の保全・活用の推進

農地の保全のため、農業の振興を推進し、担い手・組織の育成や貸借等による農地の集約化等を進めることで、農業経営の安定化を図ります。また、関係法令に基づき、農地を保全・管理するとともに、市街化区域内の農地は、生産緑地制度を活用することで、計画的な保全を図ります。

地産地消の推進

市内産農畜産物を購入できる場所や機会の拡充とともに、学校給食や市内店舗への供給を進めます。また、PR活動により市内の農産物の認知度を高めます。

環境に配慮した農業の推進

減農薬農法や廃棄物のリサイクル等により環境に配慮した農業の推進を図ります。

【市民の環境配慮指針】

- 市内の農産物を購入します。

【事業者の環境配慮指針】

- 関係法令を遵守し、農地の保全に協力します。
- 市内の農作物の利用・販売を検討します。
- 農薬や廃棄物の削減に努めます。

◆基本施策17 農業とのふれあいの推進



【市の施策】

農業とふれあう機会の拡充

地域農業への理解を深めるため、農業体験等による、地域の農業・農地・農産物・生産者とのふれあう機会の拡充を図ります。また、市民農園の利用を広げることで、農地の有効利用とともに、市民の農業との関りを深めます。

【市民の環境配慮指針】

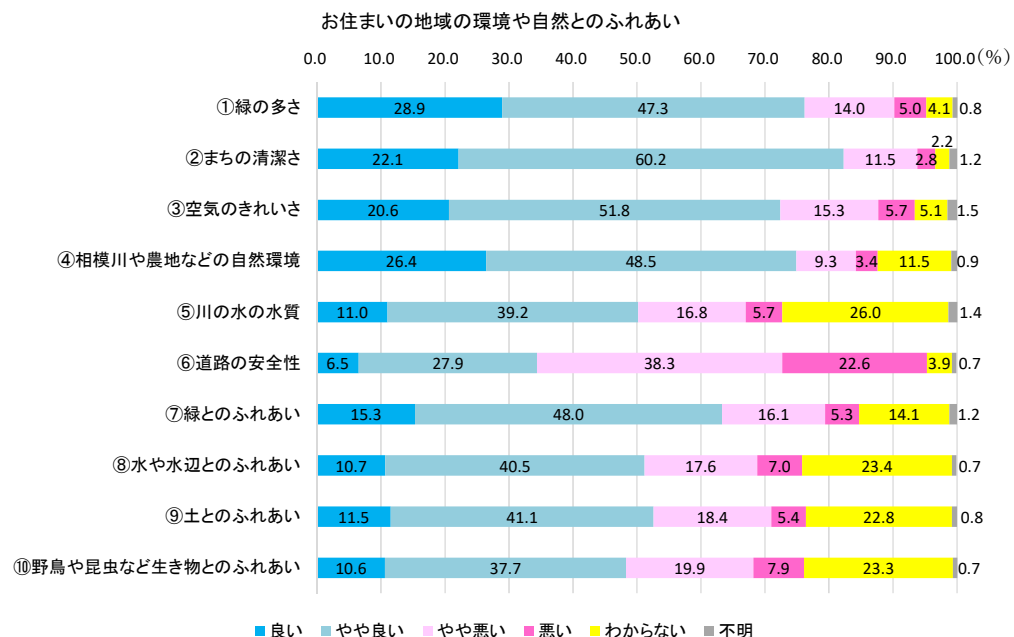
- 家庭菜園や市民農園を利用します。
- 農業体験等に参加・協力します。

【事業者の環境配慮指針】

- 農業体験等に協力します。

コラム 地域環境や自然とのふれあいについての市民の意識（市民アンケート調査結果より）

本計画の策定に伴って実施した市民アンケート調査において、地域の環境や自然とのふれあいの状況を市民のみなさんがどのように捉えているか質問しました。その結果、緑の多さやまちの清潔さ、相模川の農地など、自然環境の状況については良いと回答した人（「良い」「やや良い」の合計）が70%を超え、多くの方々が良好だと考えていることがわかります。しかしながら、水や水辺・土・生きものなどとのふれあいについては、良いと回答した人の割合が50%前後に下がり、身近な自然とふれあう機会が不足していると考えている人が多いことがわかります。



施策の方針 3-3 地域資源を守ります

市内で育まれてきた貴重な地域資源を保全するため、豊かな田園風景や丹沢大山・富士山の眺望等の地域に根付いた良好な景観を維持するとともに、歴史的遺産等の保護を進め、市民に親しまれる空間としての活用を図ります。

【数値指標】

区分	項目	現状値（年度）	目標値（年度）
目標指標	自然景観への満足度（環境アンケート：相模川や農地等の自然景観が良い、やや良いと回答した人の割合）	74.9%(2018)	75.0%(2030)
個別指標	「好きです海老名」写真展による PR	実施	効果的な方法を検討して実施

基本施策 18 豊かな景観づくりの推進

良好で地域に根付く景観の保全や地域と調和した景観の形成を図るため、民間等による開発行為等の規制・誘導するとともに、良質な公共施設を整備します。

基本施策 19 緑地や林地の保護・活用の推進

公園などの都市緑地や森林の維持・整備を図ります。

基本施策 20 歴史遺産等の保護・活用の推進

現存する歴史的空間の確保と文化財等の保護を進めるとともに、地域の資産として活用を図ります。

◆基本施策18 豊かな景観づくりの推進



【市の施策】

地域に根差した景観の保全

豊かな緑や田園風景、相模横山九里の土手、丹沢大山・富士山の眺望等、市内の代表的な景観や地域の生活文化に根付く景観を良質な状態で維持・保全するため、法令等に基づき、民間等による開発・建築行為等の規制・誘導を図ります。

また、市内の景観資源の維持・保存とともに、新たな資源の発掘・育成を図ります。

調和のとれた景観の形成

市が主体となる道路、公園、河川、公共施設等は、地域の景観への調和を図るとともに、民間等による開発・建築行為等の模範となるように努めます。

【市民の環境配慮指針】

- 地域の景観に関心を持ち、景観資源の維持・保全に協力します。

【事業者の環境配慮指針】

- 法令等を遵守し、景観資源の維持・保全に協力します。
- 開発事業は、あらかじめ近隣住民の理解を十分得るよう努めます。

◆基本施策19 緑地や林地の保護・活用の推進



【市の施策】

都市緑地の維持・整備による保全と活用

本市の貴重な憩いの場となっている公園などの都市緑地の維持・整備を図ります。また、道路脇の植え込みや街路樹の維持・整備を図ります。

森林整備の実施による森林の活用推進

本市内は関東平野の西端に位置しており、森林は少ないですが、限られた森林が健全に維持されるよう、適切な整備を実施します。整備には、森林環境譲与税の活用も想定しています。

【市民の環境配慮指針】

- 都市緑地や森林の維持・保全に協力します。
- 個人で所有している森林は、本市と連携し、適切な整備を行います。

【事業者の環境配慮指針】

- 法令等を遵守し、都市緑地の維持・保全に協力します。
- 開発事業は、あらかじめ近隣住民の理解を十分得るよう努めます。



◆基本施策20 歴史遺産等の保護・活用の推進

【市の施策】

歴史的空間・文化財の保護と活用

史跡相模国分寺跡等の歴史的空間の確保や多くの文化財の保護を進めるとともに、地域の資産として活用を図ります。県指定天然記念物の海老名の大欅や有馬のはるにれは樹勢の維持に努め、貴重な屋敷林が残る今福薬医門公園では、歴代当主が植えた植物群を保全します。

【市民の環境配慮指針】

- 歴史的空間の確保や文化財の保護、活用に協力します。
- 文化財関連事業やボランティア活動に参加・協力します。

【事業者の環境配慮指針】

- 歴史的空間の確保や文化財の保護、活用に協力します。

コラム

今福薬医門公園（国登録有形文化財旧今福家住宅）

今福薬医門公園とは、海老名市中新田に位置する旧今福家の敷地の一部（約1,400平方メートル）が本市に寄贈され、平成19（2007）年に公園として開園したものです。

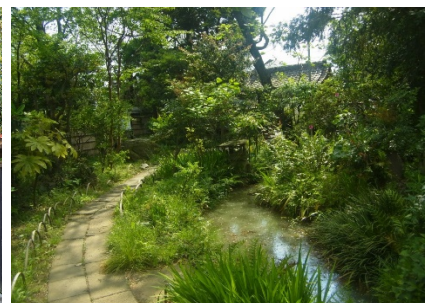
今福家は、戦国時代に活躍した甲斐武田氏の家臣であった今福氏が祖先といわれ、江戸時代には名主も務めた旧家です。

嘉永6（1853）年建築の表門や塀、弘化4（1847）年建築の文庫蔵、大正期の裏門が今も残されています。これらは屋敷林とともに江戸時代の豪農の屋敷構えを残す希少な建築物として、平成30（2018）年7月20日に文化審議会から文部科学大臣に国の登録有形文化財に登録するよう答申され、同年11月2日付で登録されました。

敷地内には歴代の当主が植えた樹木などによる屋敷林が残されており、貴重な樹木や珍しい草花があり、緑豊かな場所で四季を感じることができます。



表門（薬医門）



屋敷林の豊かな緑

基本方針 4 みんなで海老名の環境を考え、行動します

施策の方針 4-1 環境を考え、行動します

市内の環境を思いやり、保全していくため、市民・事業者一人ひとりが地球規模の環境問題や地域の環境について、考え、学ぶ機会の増加を図るとともに、市民・事業者の協働による地域の環境活動の活発化、多様な主体による活動への参加を推進します。

【数値指標】

区分	項目	現状値（年度）	目標値（年度）
目標指標	環境への関心度（環境アンケート：以前と比べて関心度合いが高くなったと回答した人の割合）	43.5%(2018)	60.0%(2030)
個別指標	啓発・出前講座参加者数	645 人(2018)	730 人(2030)

基本施策 21 環境への意識づくりの推進

より多くの市民・事業者の環境の保全のための意欲の増進を図るため、講演会やイベント、説明会、勉強会などをおして、環境について考える機会をつくるとともに、学校における環境教育を推進します。

基本施策 22 自発的な環境行動の推進

市民や事業者による自発的な環境活動を推進するため、地域の環境活動への参加の機会や活動団体への支援を図り、多様な主体による活動への取組を促します。また、必要な許可申請手続きを支援します。

◆基本施策21 環境への意識づくりの推進



【市の施策】

啓発事業の推進

市民・事業者に向けた環境啓発事業をととして、環境に関する知識の普及や自ら環境について考える機会づくりを推進し、環境保全に対する意識・関心の高揚を図ります。

「海老名を愛する」心を育む教育・学習の推進

小中学校、保育園における環境教育をはじめ、市民を対象とした環境学習講座をととして、海老名市の環境を思いやり、将来に渡って環境保全に貢献できる人づくりを推進するほか、市民や事業者の皆さんの行動変容のきっかけを提供します。また、市職員の教育をととして、本市の事務事業における環境負荷の軽減を図ります。

環境関連情報の積極的な収集・発信

環境に関連するさまざまな情報の収集に努めるとともに、ホームページやその他メディアをととした情報発信を促進し、環境関連情報の共有化を図ります。また、必要に応じて説明会や勉強会の開催をととして環境関連情報の周知を図ります。

【市民の環境配慮指針】

- 環境関連イベントや学習会等に積極的に参加します。
- 環境関連イベントや学習会等で得た知識を活かし、普段の行動を見直します。
- 環境関連情報の収集に努めます。

【事業者の環境配慮指針】

- 環境関連イベントや環境学習に積極的に参加します。
- 環境関連イベントや学習会等で得た知識を活かし、普段の行動を見直します。
- 従業者への環境保全意識の高揚を図ります。
- 事業活動における環境配慮や環境保全活動について発信します。
- 環境関連情報の収集に努めます。

◆基本施策22 自発的な環境行動の推進



【市の施策】

多様な主体による参画の推進

多くの市民・事業者が地域の環境保全活動や環境に関連するイベント等に積極的に参加し、主体的に取り組むことを推進するため、きっかけとなる機会づくりや市内の団体との協働等による取組を進め、多様な主体による環境行動への参画を図ります。

各種団体の活動支援

市内で活動する環境関連団体の把握を進めるとともに、市民・事業者に向けた活動内容の発信や団体相互の情報の共有化等の活動支援を進めることで、団体の活性化を図ります。

許可申請手続きの支援

太陽光発電施設の設置などには許可申請が必要となる場合があります。許可申請が不慣れな方にとっては難しく感じるものも多くあります。このため、本市として相談窓口を設置し、必要な許可申請の実施などについて支援します。

【市民の環境配慮指針】

- 環境関連団体の活動に積極的に参加・協力します。
- 本市と連携し、必要な許可申請手続きを行います。

【事業者の環境配慮指針】

- 他の主体と協働で環境関連事業や活動を行います。
- 環境関連団体の活動に積極的に参加・協力します。
- 本市と連携し、必要な許可申請手続きを行います。